

大阪管区気象台管内就業体験実習に関する実施要領

大阪管区気象台管内就業体験実習に関する実施要領を次のとおり定める。

1 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 学生等とは、大学、大学院、高等専門学校、高等学校その他の教育研修施設の学生をいう。
- (2) 実習生とは、大阪管区気象台及び管内地方気象台において就業体験実習（以下「実習」という。）に参加する学生等をいう。

2 趣旨

この要領は、国家公務員を目指す者あるいは気象業務に興味がある者を対象として、大阪管区気象台及び管内各地方気象台（以下「実習実施機関」という。）において実習を行う場合における実習実施の決定、資格要件、募集方法、実習生の服務、その他必要な事項を定めるものである。

3 実習の目的

学生等を実習実施機関において実習させることにより、学生等の学習意欲を喚起し高い職業意識を育成するとともに、気象行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

4 実習実施の決定

実習実施機関は、実施業務の内容、期間、受入れ可能な人数を取りまとめ、各実習実施機関の台長が実習実施の決定を行う。

5 実習生の資格要件

実習生は、次に掲げる事項に該当する者のうち実習実施機関の台長が決定した者とする。

- (1) 国家公務員を目指す者
- (2) 気象業務に関心、興味のある者
- (3) 服務規律を遵守することができる者

6 実習生の募集及び決定等

実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 実習実施機関は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は MicrosoftForms により実習実施機関に就業体験実習参加申し込みを行う。
- (3) 実習実施機関の台長は、受け入れる学生等を決定し、その結果を実習希望者に通知する。
- (4) 実習生は、服務規律の遵守に係る誓約書（別紙様式）を実習実施機関に事前に提出しなければならない。

7 指導員

実習実施機関の台長、は指導員を設け、実習生の指導、監督等にあたらせるものとする。

8 実習生の服務等

実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、大阪管区気象台管内職員が遵守すべき法令、規則等を遵守するとともに、指導員の指導、監督等に従うものとする。
- (3) 実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (4) 実習生が実習を行う時間は、実習実施機関の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (5) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないものとする。また、実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。
- (6) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習実施機関は、実習を打ち切ることができるものとする。

9 秘密の保持

実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

10 実習のために要する費用

実習生の実習のために要する費用の一切は実習生の負担とする。また、実習実施機関は実習生に対し、一切の手当を支給しない。

11 実習中の事故等に伴う災害補償

- (1) 実習による災害及び通勤に際しての災害により傷害を負った場合において、実習実施機関は一切の補償をしない。
- (2) 実習生は、インターンシップ等賠償責任保険その他の傷害保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (3) 実習生が実習期間中、実習による災害及び通勤に際しての災害により傷害を負った場合は、実習生が加入する保険をもって充てる。
- (4) 実習生が実習実施機関又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- (5) 上記(2)～(4)に基づく保険の利用等に関する必要な手続きは、実習生が行うものとする。

12 実習成果の公表

実習生は、実習の成果を論文等により発表する場合には、事前に実習実施機関の承認を得るものとする。この場合の申請は書面によるものとする。

13 実習の中止及び打ち切り

実習実施機関は、重大な気象災害の発生の恐れがある場合、大きな地震が発生した場合、実習を実施または継続することが適切でないと判断した場合及び8(6)に該当する場合のほか、実習生がこの実施要領に従わない場合、その他実習を実施又は継続し難い事由が生じた場合は実習を中止又は打ち切ることができるものとする。

14 雑則

この要領に定めるもののほか、実習生の募集及び決定に係る具体的手続等、当該実習の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年9月13日から施行する。

この要領は、令和6年11月8日から一部改正する。

この要領は、令和8年3月31日から一部改正する。